

# JAL被解雇者労働組合（JAL 争議団）

[info@jhu-wing.main.jp](mailto:info@jhu-wing.main.jp)<https://jhu-wing.main.jp/>**「原職復帰」の要求****3月23日 交渉（団交）報告：その3**

## 採用数も情報隠し？

「公開している数字ではないので、  
お答えする考えはない！？」

**会社****組合代理人**

「公表しているかどうかは関係ない！」

「次回団交時に説明するかしないか  
社内で検討してもらおう」

**会社代理人**

【JHU】経営再建後に客室乗務員は2012年度から、パイロットは2015年度から新規採用が始まっている。2022年度までにパイロットと客室乗務員、其々何名採用されているのか。

《会社》直ぐには答えられない。クイズ番組じゃないんだから。採用しているのを否定しているわけではない。

【JHU】これだけの争議になっていて、採用数が答えられないということがあるのか。これは重要なことだ。調べて答えて下さい。

《会社》採用数は公開している数字ではないので、お答えする考えはない。

【JHU】確認する。採用数は公表できないということでもいいか。

《会社代理人》手持ちの資料がないので説明できない。会社は正確に答えたいんでしょう。

【JHU 代理人】公表してるかどうかは関係ないです。団体交渉で組合からの質問に対して答えるのか応えないのかということが問題なんです。公表してないから、組合にも答えなくていいという風にはならない。

《会社代理人》対外的に公表してないから団交では言えないとは、当然には言えない。今の組合代理人の指摘は正しいと思います。次回団交時に説明するかしないか社内で検討してもらいます。

## IL0166号勧告に基づく「整理解雇者の優先雇用」

**組合：整理解雇者の優先雇用は、**

**厚労大臣の国会答弁に基づく交渉だ！**

**会社：何で従わなければいけないのか ～紛糾～**

【JHU】ILO166号勧告は整理解雇者の優先雇用を定めたものだ。2013年10月31日のILO第二次勧告66項でも、整理解雇者の優先雇用について協議することが期待されると表明されている。加えて、2015年3月19日に参議院の予算委員会で、当時の塩崎厚生労働大臣が、「ILO第2次勧告パラ66項で指摘されている、経済的理由で契約終了となった労働者の再雇用についても労使協議の協議事項となり得る」と答弁している。原職復帰、整理解雇者の優先雇用の協議は、厚生労働大臣の発言に基づくものだ。

整理解雇者の優先雇用に対し、会社は「特早・希望退職者と整理解雇者を同等の扱いとする」と答え、その理由は「会社がそう決めたからだ」と前回の交渉で発言した。会社は整理解雇者の優先雇用の協議に応じていない。

《会社》優先雇用はできないが、協議を積み重ねて、18年から門戸は開いている。そうした協議はしている。

【JHU】「採用の門戸を開いた」のは、「統一要求」の2項目、「希望退職者・特別早期退職者の再雇用に関する要求」に対する回答だ。整理解雇者の優先雇用については、協議に応じていない。

《会社》色々協議して、優先雇用はできませんという事で、門戸を開いている。

【JHU】「特早・希望退職者と同じ扱いとする」という的外れな理由で、あなただけを優先雇用するわけにはいかないと云ってる。

《会社》逆に何で従わなければならないのか。

～紛糾～

【JHU】先ほど、塩崎厚生労働大臣の国会答弁を紹介した。厚生労働大臣の発言に基づく交渉にも応じないというのか。

《会社》ちゃんと話をしている。

【JHU】では、なんで優先雇用しないのか。

《会社》自分たちの思い通りにならないと、協議していないことになる。協議の結果、答えを伝えている。協議をしている前提で話しましょう。

【JHU 代理人】話をずらして、的外れな回答ばかりしているから、回答拒否、協議に応じていないと指摘している。テーブルには着いているかもしれないが、質問に全く答えていない。

《会社》自分の思った通りの答えでないと、協議をしていないとなるのは、おかしい。

【JHU 代理人】拒否するなら拒否するで、こういう理由で拒否しますとちゃんと説明すればいい。だが、これまで、その様なことは一回も聞いていない。

《会社》何回も同じことを説明している。

【JHU 支援者代理人】支援者代理人として交渉にずっと参加している。会社は代理人弁護士もいるところで、166号勧告は、所謂、守る義務はないから従わなくてもいいんだと。もう一つは、日本の会社で優先雇用している所があるなら言って下さいと、この二つしか聞いていない。

【JHU】この通りだ。原職復帰の要求に答えよ。

## 「組合事務所」「掲示板」「経営協議会」の要求

会社

### に対し、口頭回答

## 「(現時点で)応じるつもりはない、これから協議していく！」

《会社》組合事務所、掲示板、経営協議会に関する要求について、いずれも要求に応じるつもりはないが、引き続き組合と協議していきたい。何点か伺いたいことがあるので、今日は口頭で回答をお伝えする。

【JHU】応じないことが前提ではないという理解で良いか。

《会社》現時点でということでお伝えした。これから協議していく。

【JHU】口頭回答の理由は何か。

《会社》会社がなぜ便宜供与するのか、特に組合事務所について要求の根拠を聞きたい。

【JHU】先ず文書で回答すること。協議をどうするのか、その考えも文書で示して下さい。その上で検討しましょう。